



它山石初編

元

五十二

1 曾 5

31

1



世朋棄物群
治金邊海鹽
攻玉它山石

𠄎
𠄎
𠄎
𠄎
井
𠄎
𠄎
𠄎

𠄎

山

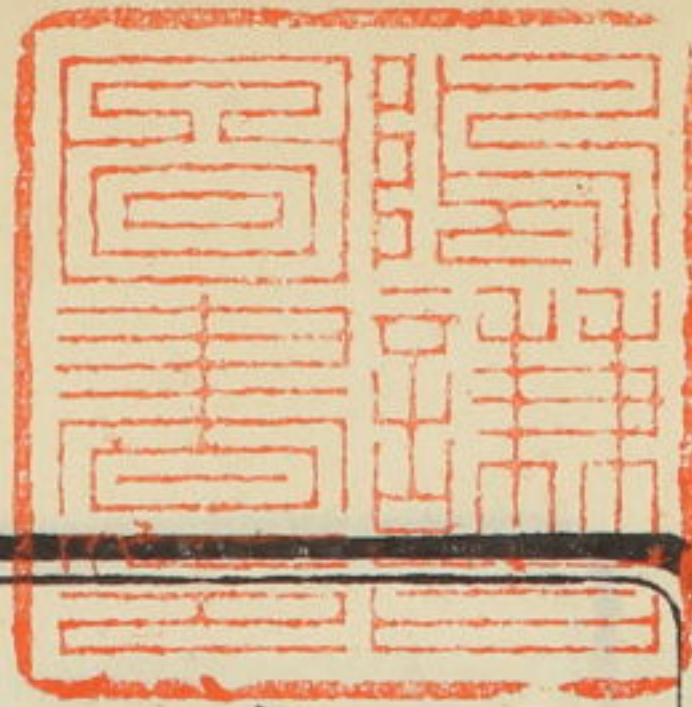
石

𠄎 𠄎

𠄎
𠄎
𠄎
𠄎

𠄎 𠄎
𠄎 𠄎
𠄎

曾5
門
第1
卷1



它山石初編

序

初

攻玉它山石
治金邊海鹽
世閒棄物鮮



勿作卑賤嫌

羅州子題



它山石初編目錄

一止册

皇國文學の紀原

日本造紙乃紀原

婦女乃名に子此字を付るのはじめ

人の名に小乃字をつくる

白月黒月

爛柯

皇國にて先生號の紀原

皇國にて天子御製乃序を賜りたる便書唯一部

句の字

霜月

おとつじ おとごし よぶ よろぶ よんべ

あーく 何れ 申さぶ よりよき タマリ タガ

明日 明季

鎧の緋毛赤と白との称呼混する方辨

北條武藏守泰時 海老

短冊 附今の太にまくら始 大真珠如雞卵

東道主 北道主人 信石乃毒を解するの方

乳名に尿の字を用申

二火冊

人ニ此字

都の富士

五畿内の國次

畿内此封域

仙洞 御意號 御在所號

物具 韓服 唐服

門號のはじめ 法親王 大師號 國師號

加茂川 京都古町のり

万里小路 楊馬場 麩屋町 富小路 京極通

欽賜地町名 國語乃三五之門

六雲 基 変 かなり八合

日本國數 郡數

郷數

奥邦口數大畧

本邦輿地里程大數

金銀の異號

物材分量

佛家抄物書

神別 皇別

蕃別

中唐

書院

三史冊

口數

奥邦輿地大數

數號

記錄書

省文

中宮乃稱

玄關

先天

後天

高麗

山資

月夕

船上

丹田

ひともト

ゞれ何ひ

壺壺

色衣

穂あけ

笏

上元 中元 下元

詩體

紫の朱を奪ふ

門字

三絃

食閣

テグス

入梅 出梅

ぼん さくら うる

豹皮人皮雷名
錢乃價ひのちかひく

天幹 地枝
名は實のまろぞ 附 扶桑考
永樂錢知行 昔木考

四火冊

信長 信玄 謙信

庭訓往來

三とじ 肱を折る
僧寧一山

札律のひ

南方けぬき

大蓮明院

清乃康熙帝の對聯

ちいさ刀

庶人佩刀並に寸尺の制

脇指五扱ひの支

番字窻瑣

貓兒

けんこ

勘當

長崎季子の復讐

えい

白酒

諸白

單白

中臣

梓弓

檀弓

槻弓

節分

天惠不孤

いろの服

窠地紋

民家に屋號を称は

正月吉日

拙者

參川國

耳塚

中間

尅盡の訛

きびーよ

一休和尚看子

淡公上人
中道豐田
天邊不滅
五月吉日
...

它山石初編卷一

源輝星 輯撰

多真彦 校訂

柱下の史し不言の教訓と告示泰園乃隻と糟魄
也排斥浮屠氏と不立文字教外別傳也唱ふ以所
れ人頭出歩高尚の玄旨以心傳心の印可なるもす
て言辭亦出さばしるも人ふ聞を論はるを雅く文
字に記載にゆゑんも今世はほつばら
む言辭の妙作文字の用孰れほつばら
や。知て昇平至治の仁政治化隆盛不行かをん

小生わがせいの卑夫ひびも襜褕ちんぷのうらうら文化の餘沢あふに飽
足りぬものなり。各家いっけに誦よみし母人ははに議論ぎろんあや
らざる見り。一書いっしょを讀よみむ吾われふそのよし。一書いっしょを
識しんんねども其人そのひと其書そのしよ暗記あんきするもたゞらざる
は。其書そのしよを讀よみむを古ふる老らうの説せつも。其書そのしよを
心こころを以もつて身を修しゆめ家國けこくを以もつて治ちむの道みちは。化
育くよくの経緯けいゐの道みちなり。今いま君子くんし其徳そのとくに充滿じゅうまんする
べし。其徳そのとくを以もつて替かへり。其徳そのとくを以もつて替かへり。其徳そのとくを以もつて
むすものや。其徳そのとくを以もつて曝ひく背せをたゞらざるなり。

皇國文學の紀原

我皇國わがみくにに文學がくの道みち乃すなはち始はじりし。上古あふむか胎中たいちゆう皇帝てんていの朝あそに
韓土かんどの僕生ぼせいは直岐王ちかきみ仁孝にこう。來朝らいてうして僕書ぼしよ種々しゆしゆ獻けんけり。た
大鷦鷯たいせうりやう尊そん菟道稚郎子うみちわらひこの兩皇子りやうみくにの妹いもうとはあを愛あい見みた
まひ。文學がくの道みち乃すなはち始はじりし。大鷦鷯たいせうりやう尊そん申まう
上あふ。即ち仁徳聖帝にとくせいていの治ちるなり。は聖帝御兄弟せいていごあにの吾
浪速なみその國くにを以もつて文學がくの道みちを摩さめ。其書そのしよを以もつて今
日にむり。皇國わがみくにの文化ぶんか乃すなはち始はじりし。四海よっかいにみち溢あふは。韓かん
土どの諸越しよえつより。魏平勝ゑいへいせいより。其書そのしよを以もつて今
に。仁徳聖帝御兄弟にとくせいていごあに。我大日本わが大日本文學がくの鼻祖はなはだなり。

吾浪速の國也。大日本文学最初の靈地なり。是故に吾浪速の國を生きたる者も、まづは仁惠聖帝の恩沢冥慮を畏れ仰ぎまつりて、殊には文学の道に傾いて一奉るべし。最一糸も亦土地の神靈に傾いて、亦まつりて、故老の訓め聞つて、ついでに書卷の首を記しぬ。

日本書紀仁惠卷曰。元季正月丁丑朔己未。大鷦鷯尊即天皇。天皇尊皇后。皇太后。都難波。是謂高津宮。其時皇居を假造して十年のほろと改めて構造ありたり。十季冬十月。南科課役以構造宮室。於是百姓之不領而扶老携幼。運材負簣。不問日夜。竭力爭作。是以未經幾。朕

而宮室悉成。故於今稱聖帝也。其の宮乃皇居の址也。今の小橋村より西寺町。餌指町。少石山の邊りに在り。南に野中の觀音堂ありたり。皆皇居の遺址なり。仁惠皇帝の御宇にありて、皇國乃文学の道最盛に興り行われし。三韓の学を講ずるを慕ひて、都て物業の爲に、吾浪速の都に歸來して住居しけり。最夥し。其韓人の住居しけり。郡の名土城の名。川の名。橋の名。市街の名を、幾十年の今も遺りし。百濟郡

上古て攝津國に百濟郡ひやくせいとあり。東生郡ひがしと住吉郡すまぎとの間に在り。十三郡あり。その間に東生住吉のあり。あ郡に多し併あひせらるる。今も百濟郡あり。十二郡とあり。按に足利家の天文繩てんぶんじゆんの記録。豊臣氏の天正總檢てんせいそうけん地の記録も。共に攝津の國十三郡と記し。いふ。百濟郡の廢たると。文禄よりいふ。遠くぬ世の事なり。

百濟野

小橋村より三まきにむの間にあり。赤人の間に百濟野の森の田に在り。記し。常りにけん。

百濟川

今の平野川とあり。桓武天皇くわんぶの延暦七年えんりやうに和氣朝臣わきのあそみ清麻呂きよまろとを遣はす。此流の末すえを。百濟郡の川なるに。津の郷を流し。海に入り。これ百濟郡の川なるに。百濟川と稱し。六帖人麻呂の記し。

百濟寺

四天王寺の東門の東三丁にあり。日跡者。又古に天皇の東國分寺のなり。桓武天皇の東の極ま。百濟寺の傳。皇國の塚なり。

百濟町

今大坂に南と北との二條あり。その南に信長久太良と
假字あり。記し来りて土俗のつものまじり。字音は久
太良と誤記して。遂に堀久太郎の屋敷跡なり。と
云。海會の説をある堀氏大坂に邸第のあり。頃
左衛門督に任官せらる。天正十七年豊臣家金配
の記録。北庄侍従とあり。堀は豊臣家の故老に寵臣
と威權あり。さるに其頃誰か久太郎と呼者あり。や
新羅州
日本紀に難波の新羅州とあり。

新羅橋
新羅町

上古に今の大坂のせきを云はる。わき山法の四
たぐい。海潮潮の川水奔流の溜湊會合あり。人家を
皆ちほの岸より東のそとにありし。勿論なり。今の上
狹いんと宇治川。鴨川。淀川。桂川。木津川。大和川等數十個
國の川水の溜湊あり。日本紀には數十個國の川水
の突き下りてのまは皆大坂の川に集る。ゆゑも亦勿論
たり。はるかに川目も急流あり。緩流も有り。回濶
も有り。干深も有。州碕も有。嶼嶋も有。ゆゑも勿論

時ふ尔。月卿を密彦肉の時。束帯の上服とて。雨や雪
を防ぐをらるゝの料なり。必竟と雨具ありて。途中の服なり。
其形状も用ひやうも簾と口紙とんほをよとるなり。其因に
云。鳥の羽うぶを自然の脂気あぶらけ有る。よと水を弾はじく故よ沾潤しめに
重おもく。至極の雨具をなすし。さへも貴人かたがとを凌しのぎ
てまめがさるゝのなり。故よあはれあはれに倣まねひ。又鳥の羽うぶを
希帛に織り交まじり。あはれを雨具とせしむるあり。故よ
名を羽織うぶと呼びたり。あれをの羽織の温筋ぬるなり。さ
は羽織うぶとて。織り地の名あり。裁制服の名にせぬ
なり。さへ其羽織も下賤卑夫の雨具をを用ひ程ほどなり。

了。紙を合あはせ。雨具の制をあり。羽の代りに桐の紙をりき。下
賤の者の雨具とせし。はより。これを合羽あひうと呼び。これを
桐きりと云。今にもあはれも其名存せり。さへも桐きりと云。合羽
と云も。羽織うぶと云も。鶴つると云も。皆同一体なり。其用を雨具
と云。有る。な祭。故よ羽織と合羽の紙かみとて。紙かみとて。紙かみ
り勿論なり。今も茶家者ちやけは。これを點茶ちんちやのん。必ず羽織
紙かみと云。さへも二三年前の古儀の遺のこり。民
間あまとて袴羽織はかまうぶと唱なぐ。礼服のやうなり。さへも帯
と云。しほげの風俗と云。或る云。今の羽織の対たいり。さへ
とほより起おこり。さへも地平日にさへ塵埃ちんいをげ。たへも途

既生衣の習に。衣服の上に打綴り。門前にあり。あねを脱し
るなり。それ。従^{ついで}におす。毎^{ごと}に僕^{しもべ}も。一つ。あねの。あじ
ゆ。紙^{かみ}は。す。て。襦^{じゆ}た。ぐ。て。あに。入。る。ぶ。風俗^{ふうぶく}な。り。た。る。なり。と
ね。と。於。今。の。ち。の。の。軍器^{ぐんぎ}と。小刀^{せうたう}を。兩刀^{りうたう}を。佩^{おび}て。平日^{へいじつ}は。束
す。ゆ。が。ぬ。し。元來^{げんらい}佩^{おび}る。あ。と。小刀^{せうたう}を。太刀^{たう}を。鞘卷^{せうまき}あ。る。心
野太刀^{のたう}も。も。ち。刀^{たう}持。た。持。する。こ。も。古風^{こふう}な。り。つ。る。に。戦國^{せんごく}
の。ほ。の。紙^{かみ}倍^{ばい}を。兵器^{へいぎ}歸^{かへ}る。ば。す。ぶ。ぎ。下僕^{げぼく}も。も。も。士^し
の。自^{みづか}ら。軍器^{ぐんぎ}を。纏^{まと}。せ。り。戦國^{せんごく}の。紙^{かみ}倍^{ばい}も。も。僕^{ぼく}從^{じゆ}衆^{しゆしゆ}多^{おほ}つ
と。ら。と。た。る。人^{ひと}も。け。り。自^{みづか}ら。に。兩刀^{りうたう}紙^{かみ}腰^{こし}。し。て。生衣^{せいぎ}を
さ。せ。の。あ。ゆ。と。を。り。て。兩刀^{りうたう}と。出^でれ。以上^{いじやう}。一^{ひと}刀^{たう}と。卑夫^{ひふ}と。と。れ

く。と。士庶^{しじゆ}の。の。階^{かゝ}す。は。や。ら。ん。と。を。り。あ。ま。ぬ。し。と。の。の
羽織^{はねおり}事^{こと}。人^{ひと}家^かよ。り。て。日^ひの。夜^よを。り。て。

日本造紙の紀原

推古天皇の十八年に高麗の人お曇微^{とんみ}といふものありて。
これ日本にありて。上宮太子と相謀^{あひまわ}て。始^{はじめ}めて紙を造^{つく}り
と。云^いふ。み。号^{ごう}に漉^す返^{かへ}と。云^いふ。紙^{かみ}有^あり。と。ぬ。清和^{せいわ}帝^{てい}崩^{くずれ}御^ごの。好^{この}東宮^{とうきゆう}
の。消息^{そくし}の。帝^{てい}の。子^こ生^なま。は。漉^す紙^{かみ}の。有^ある。を。集^{あつ}め。て。漉^す返^{かへ}
と。經^{きやう}典^{てん}書^{しよ}字^じの。料^{りやう}と。せ。さ。せ。ゆ。つ。な。り。と。ぬ。り。公家^{こうか}の。料^{りやう}
紙^{かみ}を。も。り。は。紙^{かみ}を。宿^{しゆく}紙^{かみ}と。い。ふ。事^{こと}紙^{かみ}も。有^ある。事^{こと}も。有^ある。
これ漉返^{すかへ}の。始^{はじめ}め。なり。と。始^{はじめ}めて。漉^す返^{かへ}の。紙^{かみ}なり。

夜縫

俗尚として種々工職業を務むるをよみて云ふは夜縫
縷イトと云ふ文字を以てし。詩の國風に晝爾チカニ茅チカシ霄チカシ爾チカシ索チカシ縷チカシ
とありしを以てし。固より詩經の意も強ツヨクに索チカシを
以てするものありし。

女の名字の字を付するのけいめ

すゞこ等の貴子の婦人の名をも、多く子の字をつけて名づ
けし例も、日本紀用明紀、葛城直磐女廣子とあり
とありしを以てし。始りては、
人の名も子の字をつけてし。

昔塘故實に云、禁中にも君は皇親をなむる者も
も、小の字をつけぬればなり。小宰相。小侍従。小左衛門等ぞ
有。少し大宰相大侍従。古を以てし。ありて、
少の字を以てし。少を親を以てし。少の意なり。と云ふ。又、
少を本妻服を以てし。少の字を以てし。少の字有。小太郎。
小次郎等の如きなり。新田公を以てし。妻服の一番の字を
以てし。・按、後太子紀。二條大宮二度合戦の段に山名小次
郎討死の如き。少は先年和泉國土丸の城を討死し
少の山名右馬頭の子息。陸奥守の甥なり。母も少の
腹に少を以てし。を以てし。討死の如き。少の字も母の

養育する。但馬國亦生けり。氏清之を婦とて、
難子に宮女を娶つたりと云。

白月黒月

西域印度の國俗。一月を多しとて、一日より十五日は
白月と云ふ。十六日より晦日と云ふ。を黒月と云ふ。法苑珠林
云々。又東坡が月石研の銘に、石宛宛分黑白月也といふも、
此を用ひたり。又佛教に依りて、白月と云ふなり。

爛柯

柯を爛す。いづれ、世の人すごとく圍棋を看入るるの故
り。爛柯のいふこと。も、み琴を聴入るるも、いづれ、

酈道元水経注に、晋王質伐木入信安縣室坂。見童子四
人鼓琴。質倚柯聽之。既去。柯爛。去家已數十年。といふ。

皇國にて先生號の紀原

皇國少くも學士儒生を尊崇し、先生と稱せられたるも、南湖
漢人をも其始めたり。本朝儒宗傳曰、南湖漢人、應神帝
火裔也。帝也子曰稚淳。毛二派皇子二派也。子曰佐藝。王
爲南湖祖。推古十六季。本朝秀才八人奉敕從隋使裴世
清赴隋。漢人其一人也。高向玄理亦在其中。玄理、舒明十
二季歸。漢人火歸。又此也。欵或先歸。欵史不詳也。皇極朝
天智帝。藤鎌足。學周孔道。于南湖。先生史尊稱先生。不名。

蓋漢人也。先生文而能武。著書百篇。今不傳。輝皇按。此傳の題號及び文中あり。本朝とある者。これ稱呼の典故を誤るなり。これに倭宗傳を記し。酒を以て此世のほろを文化せし。醇精あるが故なり。皇國にて天子御製乃序。賜りたる。倭書唯一部。あり。皇國にて天子御製の序文を賜りし書あり。あはれ。あはれ。皇第一百一十有一代にあはれ。後。光明天皇。を稱し。奉り。海くし。吾聖堂を尊い。名あり。當て。詔より。近世の倭學誰に。名あり。ひ起り。妙壽院。惺窩。精力に。女。績。仰。

つさるに思。慕。惺窩乃文集に御製の序を加。一。秘。文庫に。今其御製文を。手。御製惺窩先生文集序。

蓋聞。文者。貫道之器也。自。昔。太昊八卦書契。延。綿綿。如。天地。不可。如。日月。不可。融。液。于。遠。邇。周。遍。乎。内外。者。不。亦。基。乎。是。哉。近。世。者。北。肉。山。人。惺。窩。先。生。者。寬。仁。大。度。也。君。子。也。幼。而。穎。悟。一。覽。千。言。七。過。萬。句。弱。冠。

而蚤通經史及諸子百家之書，莫不備。其物不詳，其爲學也博，聞強記，故其爲理也精，察明辨，其爲文也葩。秦張彪之徒，王戎仲容之屬，朝馳騫乎書林，夕翱翔乎藝園，非其道雖高，車駟馬不顧焉。棄之如敝屣，從其道則簞食豆羹亦足以頤神而保年也。義士仁人，慕惠望風，出入其門，往來其道者，不可勝計於乎。空谷之足音，晦暝之日月，欬而彼精微妙渺，雖猶不可階天而升也。儘亦得先生之一體者，數輩曰：新月、盛自，此外後百姓尊信聖賢，誦說仁義，其恩惠惠澤，所以蒙天下後世者，至矣盡矣，斯也。談士雲起，狙詐星聚，然道治之說罕存所聞也。先生獨悼斯民

之墜於塗炭，苦此道之湮於塵俗，屢遊說諸侯，上述堯舜，下陳周孔，然滑稽口給之士，皆以爲迂遠而濶於吏情，故不爲世用。乃退廬市原，隱居放言，恣息丘岳，任情山林，沈吟小詩，作爲文章，而其遺稿餘篇，紛紛籍籍，惜其无統紀者，其子爲景採而輯之，間亦竊附己意，所以裨補其闕畧，紕繆者數卷，名曰惺窩文集。朕偶請而觀之，則忘食忘寢，萬慮以澄，百節以通，耳目以融，肺腑以清，猶如龍護珠，不釋造次，必於是，顛沛必於是，噫嘻！朕於先生不見顏色，不通言語，而百季神交，如合符節，果何止謂也。所視所言，所勤所蓄，庶幾乎其不差也焉。咏嘆之餘，聊託管城子，安爲

最^この^こは^らぬ^る元^{げん}に^ある^べ順^{じゆん}徳^{とく}帝^{てい}の^ある^べ三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
院^{いん}思^しも^もと^とあ^ある^る諸^{しよ}國^{こく}院^{いん}宣^{せん}を^たら^らは^は吏^し
關^{かん}東^{とう}に^あつ^つて^て北^{きた}條^{じょう}義^ぎ時^じの^あ宅^{たく}に^あつ^つて^て活^{かつ}海^{かい}の^あ義^ぎ時^じに^あつ^つて^て春^{はる}時^じに^あつ^つて^て下^{した}
知^ちら^らず^ず軍^{ぐん}勢^{せい}十^{じゆ}九^く万^{まん}を^あ帥^{しゆい}の^ある^る元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
月^{つき}二^に十^{じゆ}二^に日^{にち}春^{はる}時^じ門^{もん}出^でし^し此^{こゝ}に^あつ^つて^て十^{じゆ}八^{はち}歳^{さい}なり^{なり}然^{しか}れ^れど^どに^あつ^つて^て春^{はる}時^じ道^{だう}より^あ取^と
る^る途^とに^あつ^つて^て又^{また}時^じの^ある^る元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
原^{はら}乃^の謀^{ぼう}深^{しん}に^あつ^つて^て踏^{ふみ}付^けを^あつ^つて^て又^{また}時^じの^ある^る元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
と^とし^し此^{こゝ}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
人^{ひと}の^ある^る元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
中^{なか}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}

を^を前^{まへ}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
申^{まを}す^すべ^べき^き急^{いそ}ぎ^ぎら^ら矢^やを^あ伏^ふせ^せ塊^{かたまり}を^あ脱^{だつ}て^て道^{みち}乃^の側^{わき}ら^らに^あつ^つて^て平^{へい}伏^ふして^て
一^{いつ}小^{せう}倉^{そう}慮^{りよ}を^あ畏^{おそ}み^み奉^{ほう}つ^つる^ると^と表^{ひょう}時^じ畏^{おそ}り^りて^て領^{りやう}掌^{しやう}して^て打^うち^ちぬ^ぬく^く
又^{また}此^{こゝ}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
ら^らに^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
の^の有^あ職^{しやく}先^{せん}例^{れい}沙^さ汰^たして^て終^{しゆう}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
ぐ^ぐべ^べー^ーと^と官^{くわん}兵^{へい}一^{いつ}万^{まん}七^{しち}千^{せん}餘^よ騎^き六^{ろく}月^{げつ}三^{さん}日^{にち}京^{きやう}都^とを^あ大^{たい}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
乃^の戦^{せん}ひ^ひ官^{くわん}兵^{へい}利^りを^あ失^しひ^ひ敗^は走^{そう}して^て遂^{つい}に^あつ^つて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
小^{せう}入^いり^りて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}
公^{こう}卿^{けい}竺^{たつ}比^ひ北^{きた}面^{めん}武^ぶ士^し法^{ぽう}師^し等^{とう}十^{じゆ}人^{にん}を^あ渡^{わた}す^すて^て元^{げん}に^ある^る三^{さん}季^き夏^げの^あ頃^{ころ}

なり固より義時が女悪の小人事するは論に口を欠
泰時人は人も称言する所此者れば君臣の大義をば全く口を
おる者も看まじ第一又義時の行をば善言ありと
するや悪なりとするやこれを善なりと思はば女賊を又
これを不善ありとせば又を不善思ふ忠に陥しいる此不善
の子あり且つ此一挙又乃暴怒の嚴命小出するあふ姑く
権宜にばのめくして叱を待といはば又義時死して自己執職
の日小比皆還幸ありなりべきに路小比皆遠國から崩御あり
なりうはば度所行は全く泰時の計いなり此るは
承久三年の夏より冬までか問はるあり又義時はこれより

二年半たらしむあつて死せり泰時職を嗣るの日にば三年も
二皇子も皆御在世の時あり其後数十年御在世あれども泰
時終に還幸ありなりなりつるものはのめく皆遠方小流
しをなきて京都は幼稚の主をて佐に安んずるは己の
家の権を張るに自由あるを以て此ありこれ又義時の悪行
を幸いとて悪名は又に着せ自己は賢人の名をとる狡猾
の女勇まじ故に泰時執職の中仁治三年正月に四條帝
崩し玉より寶算十二歳たれば御子は固より御連枝も看ま
あしさて順貞帝はいまも佐渡國にましくて其後子忠成は
京に在すをこれを佐小郎申さんといふ關東へ儀せられに

泰時焯田城也。介義景を以て土御門院第二子の祖母承明
門院の許に在せしを以てこれ後嵯峨院あり。時城也
介泰時小向て申せしは城也。今京着已前に早忠成御佐小
即て玉ふ時はいかに侍るべきやと申ければ泰時云汝を
つゝはは上は何れ侍りあらん。只おろしに下して土御
門院の御子を以てせよと云は泰時が語を以て其朝
家を蔑視して空位虚設とせるの腹心知りぬべし。夫
のけはくも天守吾皇國の天津日嗣也。皇統を定め奉
るるはそもかいらのるぞ天而下してはこれより重く
大いなる事あるべし。抑泰時は鎌倉の將軍頼經

の御復ふして陪臣たり。朕れども其咄を執り威權彼が門に
在るを以て京都よりもお儀せざるなり。泰時朝家を
崇め重んじざるぞあるべし。速に上京して皇統の系
農く意高く齡長し玉ふを擇み奉りて相議り申上べき
るるに僅ふふ己が被官を遣はし只おろし下し
て己が心申くわくを以て云の語これ皇統を自ら
の物と爲し無礼不敬。僭倖刻薄廢立を恣にするる
女賊たり。故に以て挙は意を以て議らひ上るにそはあし
順徳帝其子忠成を以て時ふは必は又順徳帝を還御
せしむらざる事純はざるなり。それしては私家の威權

能得^す勤^め得^るなり。乃ち今日^{すなは}日用^すを以て正^しを通^るのなり。告
げ^る處^にい^ふこと^は母^も子^もの^は落^したり。父^や夫^の行^装
を^見て^は父^も能^くある^能故^に。先^のも^は去^り
ぬ^けて^はく^れ視^れば^は何^れも^もあ^らず^ば。其^の正^に宿^る
り^て細^くに^確合^せに^國は^も姓^もも^共の^父の^くも^連は^り
ども^も妻^もも^のつ^まて^は任^に事^り。存^るに^は何^れも^も不^當なる
か^らに^は上^司の^府を^いふ^は其^の陰^味を^影の^く
深^く盜^賊の^くも^も高^きく^も召^捕ま^ぬ其^の時^に其^の配^下の^百姓
も^も其^の治^めに^なつ^ても^も連^訴し^て上^司の^府に^おの^のく^もも
わり^もも^も其^の治^めも^も善^くなる^も良^吏と^稱す^もも^も其^の奸^盜と

呼^ぶべき^の意^にに^は其^の儒^者と^もも^もの^孟子^流の^道を^理
汲^りの^理屈^算用^法の^学文^{なり}も^も其^のに^かや^のの^深
論^を出^すも^も其^の孟^子を^周室^朝家^を止^ます^のの^のも^も梁
も^も齊^もも^も徑^にに^王と^しめ^んと^説き^{たり}。孔^子を^名
を^いふ^もも^も其^の聖^賢の^分岐^{なり}。其^のつ^まに^も平
を^いふ^もも^も其^の忠^義公^正の^人と^稱せん^とも^も其^のほ^ろう^にけ^ぬ
も^も其^の鄭^聲の^雅樂^をみ^{たり}。郷^愿乃
治^を賊^の。利^口乃^邦家^を害^す。儒^者の^名を^擾る^もも^も其^の
も^も其^の海^老

海老

紅蝦を海老とするも近俗に起りしるゆゑと思ひしに新
法古今集十九に人のあはれを乞はるる法ありと云ふ十九
やゆゑ大中臣能宣親房一世人を海老とせしむるゆゑ
法をよきげとあはれしむるゆゑ能宣親房も醍醐
天皇の延喜二十年に生れ一條帝の仁暦二年八月廿九
卒一巻のしるしと云ふも海老とするも舊き法なり又あはれ
を訓も赤きやと云ふ法あり

短冊たづな 附卷のたづなめ始

短冊たづな又と短籍も書架同義なり短冊とて古き書は綴り
ありす尺の尺乃義ありと云ふは短冊のしるし前巻の注

すゝめたるも古きを尋らるるあり。按に法日本紀天平
二年春正月辛丑百官主典以上陪從踏歌且奏且行引
入宮裏以賜酒食因採短籍書以仁義礼智信五字隨其
字賜と云ふ。され短籍と云ふの字なり。籍と云ふ字もその
字記すものなり。されちも紙を切て小まれのやうなるもの
なり。除秘抄に切紙結付結緒也と云ふも考つし。さ
る和歌をしるすもの短冊なり。二條家乃第二世を
爲世卿とす。法名を明和と稱す。ふる山本兼谷花折院
の初代と云ふ。御も種家に在り。今の短冊始なりし
なり。其時を杉原紙の白と短冊なりと云ふ老の法なり

大真珠如雞卵

允恭天皇の朝に淡路島乃海中あり一川の右真珠をくづき得
しりし者あり其大くはを雞の卵やありて其石は卵を三斗
の餘も今頃よりちまはなりとも其時の蟹人の名我男狹
まつり此もの思ひほを海上に浮むとちやう息断を傳はり
しりぬたり其塚を其海邊に杜て其石珠を其所の土地神
に奉りしりともやとて其海乃深きも凡六寸餘を傳はり
是と其蟹人の帯しりし其繩をけしりしりたるなりと
拙に俗言の申樂ありとて謠曲の爲原乃淡路公の河乃
如に驚りをくそとて海底に沈し玉を取てくわたりし

るもは大真珠の事を附會せりりたるなりとれは

東道主 北道主人

都穆聽雨紀談云世人稱主人曰東道蓋本鄭人謂秦蓋
舍鄭外爲東道主蓋外鄭在秦之東故也漢趙武壯常山
太守鄧晨請從擊邯鄲亮武曰不如外一郡爲我北道主
人又亮武他日指耿弇曰是我北道主人也今人但知看
東道主而鮮知看北道主人者予也東道も北道も云
て可なり

信石の嵩を解す方

信石砒霜の嵩にありしりし海あり嘉支を細末りて清水

乳名に尿の字を用ゆ

廣東新語曰東莞多以尿為兒女乳名賤之所以譽之男

曰屎哥女曰屎妹按に吾國乃古くありし風俗なり

とにけ人紀貫之の幼名をどけし尿を

大和禮部新語云東莞人以尿為兒女乳名賤之所以譽之男

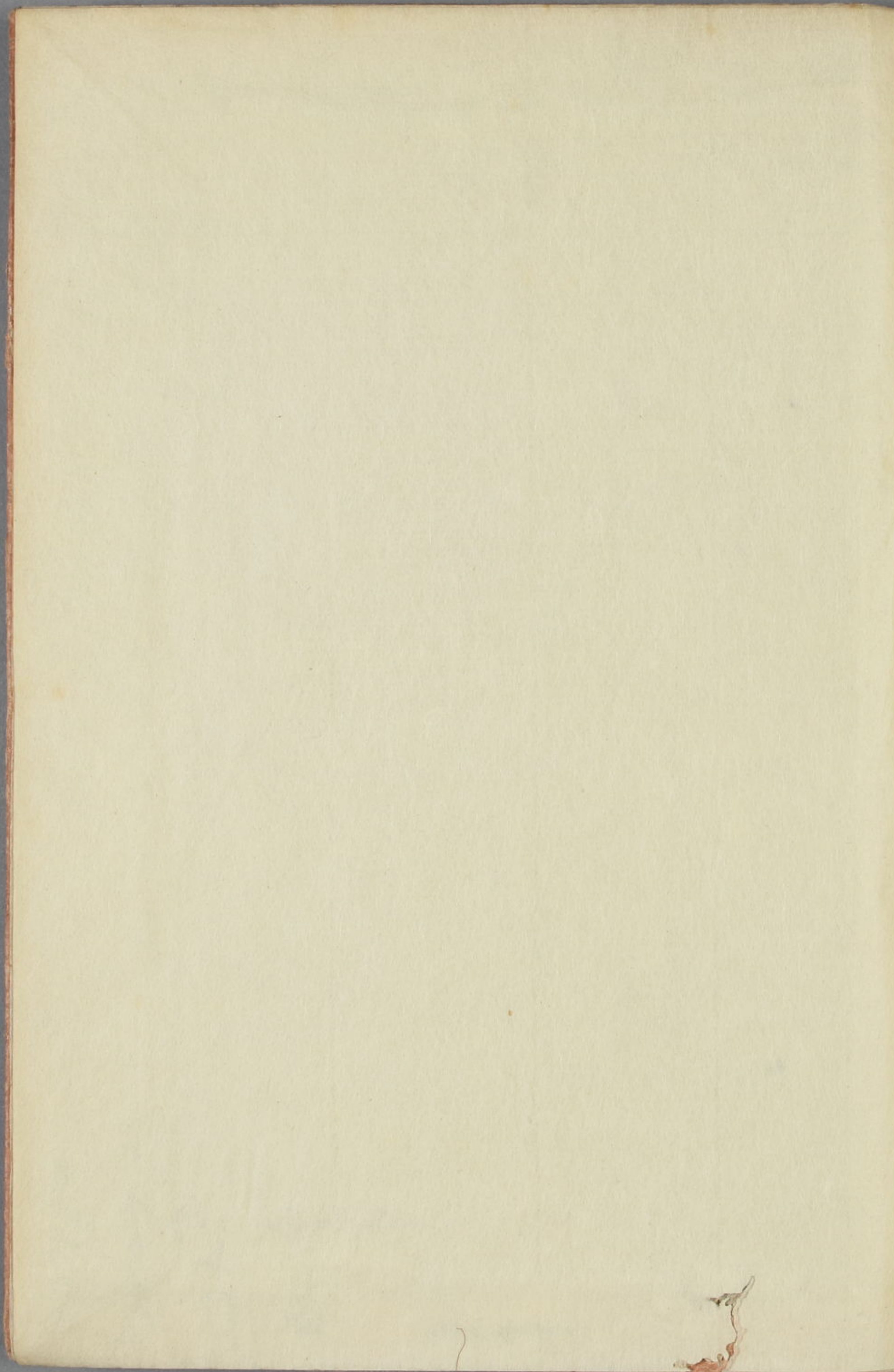
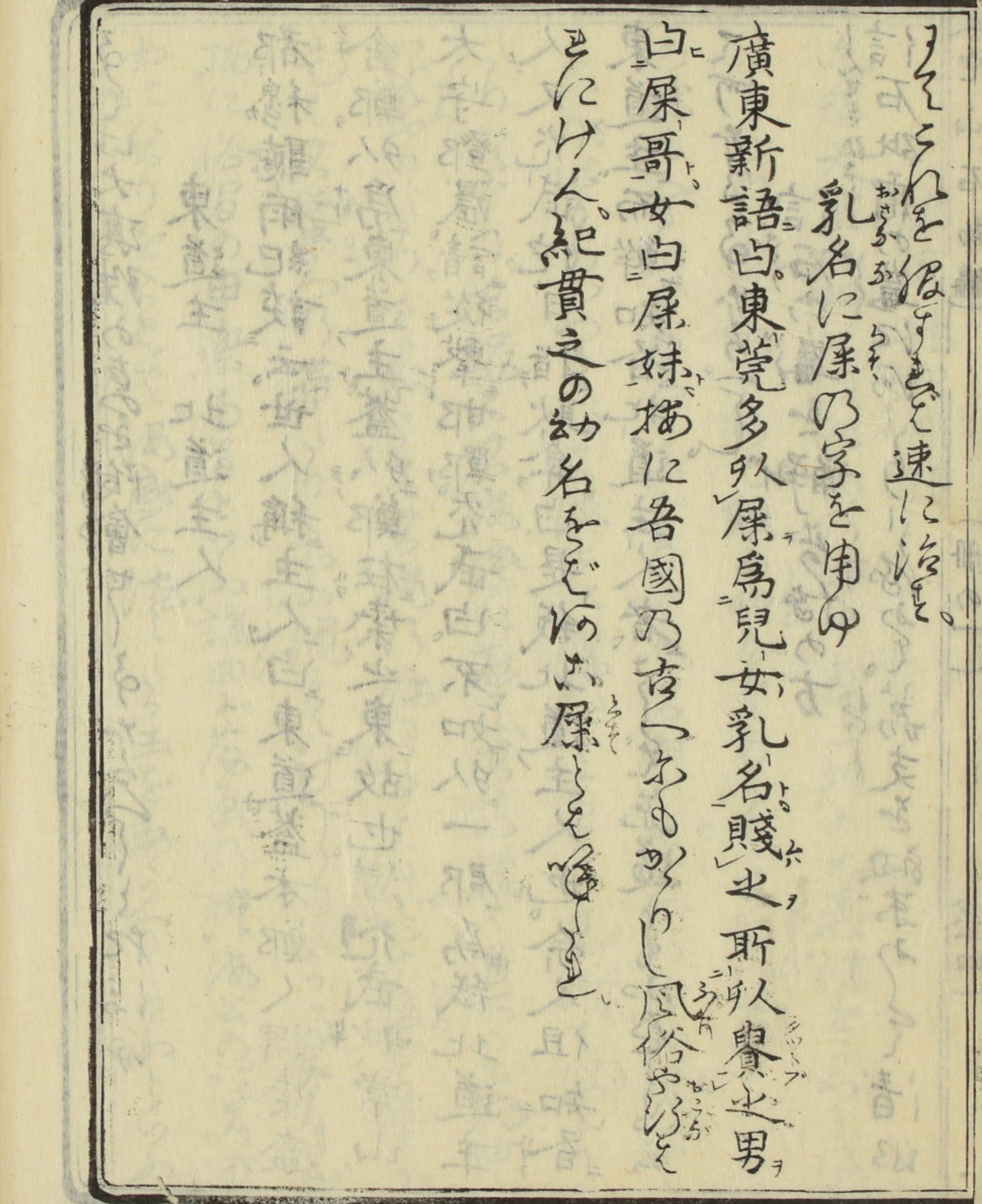
曰屎哥女曰屎妹按に吾國乃古くありし風俗なり

とにけ人紀貫之の幼名をどけし尿を

大和禮部新語云東莞人以尿為兒女乳名賤之所以譽之男

曰屎哥女曰屎妹按に吾國乃古くありし風俗なり

とにけ人紀貫之の幼名をどけし尿を



Handwritten notes in the bottom left corner of the left page, including the characters "金" (gold) and "U", along with some illegible scribbles.

Faint, illegible text within a rectangular border on the right page, possibly bleed-through from the reverse side of the leaf.

